

組合そくほう

全大教ホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp/>
信州大学教職員組合
URL <http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

信州大学教職員組合事務局
直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)
内線：811-2341
akarenga@kbf.biglobe.ne.jp
通算 879 号 2019 年 11 月 20 日発行

職員給与 人事院勧告準拠で決定

チェックオフ 10年越しの妥結

11月5日に、労使交渉を行ないました。組合からは渡辺執行委員長、新村副執行委員長、大木事務局長、ほか加藤・久保・榊・折井 各中央執行委員、大学からは武田人事担当理事、東間総務部長、古橋人事課長ほか、3人の副課長と担当者が出席しました。9月30日に行なった事前交渉の本交渉です。(詳細な内容は10月11日発行877号をご覧ください。)

1. 大学提案の人事院勧告に基づく給与改定について

信州大学役職員の給与については、令和元年人事院勧告に準拠したいという大学側からの提案を、組合は承諾しました。

事前交渉で大学側からあった「人事院勧告準拠は常勤職員だけに適用し、非常勤職員には適用しない」という発言については、人事院勧告は民間と国家公務員を比較してその差を埋める事を目的としている以上、常勤・非常勤にかかわらず民間と待遇に格差があれば実施すべきでは無いか、との意見を出しました。

2. 組合から提案

① チェックオフについて

チェックオフ、協定案がほぼまとまりました。10月に大学から最終提案があり、組合の主張を概ね反映している最終提案です。早急に文を決め、今年度中に実施したいと思います。経過については裏面をご覧ください。

② 地域手当について

信州大学の規程に記載してあるとおり、3%にして欲しいと申入れをしました。

信州大学職員給与規程第24条第2項では、地域手当は3/100と書かれていますが、附則にて 当分の間2.6/100と読み替えるとなっていて、2.6%支給が続いています。

平成20年の労使交渉では暫定的な合意でしたので、支給割合の見直しを求めましたが、今回も3%に見直すとの回答はありませんでした。引き続き交渉していきます。

③ 結婚休暇の取得時期について

信州大学の規程では、結婚休暇を特別休暇として付与されていて、結婚の5日前から1ヶ月後までに取得できます。最近ライフスタイルの変化からこの期間内ではなく、籍を入れても仕事の繁忙期を避けて、新婚旅行をする人も多くいます。取得できる期間の延長を求めました。回答の中で、非常勤職員にも結婚休暇の付与を検討していること、質疑の中で、婚姻届を行わない事実的結婚であっても結婚休暇が認められる、との発言がありました。

④ 教員の年俸制について

年俸制を組合が認めた平成 26 年の交渉では、「月給制から年俸制へ変更しても不利益にならない」との大学側の回答をもって年俸制を認めています。来年度からの新年俸制についても制定にあたっては、決して不利益にならないように再度申入れをしました。

⑤ 非常勤職員の処遇について

現在検討されている非常勤職員の処遇について、年度末は忙しくなるので、なるべく早く提示して欲しいとの申入れをしました。

3. チェックオフ妥結

①平成 20 年度からの悪夢

チェックオフは、組合費を給与から天引きする事を言います。多くの民間企業や国立大学法人でも、労使協定を結ぶことで実施できる制度です。

法人化後より申し入れをしていたチェックオフについて、平成 20 年の労使交渉で実施する事が決まり、協定案については大学から提示することになっていました。ところが出された案では、「組合員になれない人」として課長補佐以上の役職を明示して、その役職の人からはチェックオフしない、と書かれていました。

労働組合法第 2 条第 1 号において組合員になれない者が規定されていますが、組合員を決めるのは組合であり大学ではありません。案を認めることは、組合としての矜持を放棄することになりますので、訂正を求めたのですが、話にすらならず暗礁に乗り上げていました。

②妥結に向けて

変化が見られたのは濱田学長が就任し、担当役員が交代してからです。組合から他大学の労使協定を提示して、同様のものでも協定することができないか申し入れたところ、組合員の範囲は協定案とは別にする、案（新案）が大学から提示されてきました。

今回は、その新案に「問題の解決」という条文を作り、問題が生じたら双方で話し合いましょう、としました。大学が考える組合員の範囲以外の方をチェックオフして欲しいと、組合が依頼した場合、個別案件として話し合いで問題を解決する事にしました。

協定文書が決まり次第、中央執行委員長と学長の間で文書にて労働協約として締結し、各キャンパスの職場代表に報告して実施されます。

③組合員はチェックオフにご協力ください。

組合費の集金は、現金によるものと銀行口座からの引き落としがあります。手間を考えると多くの組合員の方からは、銀行引き落としで御願ひしています。手数料は組合負担です。

ところが昨年八十二銀行の手数料が 1 回 50 円から 100 円（税抜）にアップしました。200 人の組合員が銀行口座からの引き落としをしているなら、年間 12 万円の引き落とし手数料が 24 万円になる計算です。今後は月ごとに、大学から一括して組合に送金されるだけなので、年間 1 万円以内に圧縮できます。

チェックオフの実施詳細は後日、支部を通じてご案内いたします。

合同職懇 のお知らせ

日時：12 月 7 日（土）13：30～ 場所：松本キャンパス理学部多目的ホール
今年は大教関東甲信越地区協議会議長の植木先生にお話いただき、支部からの報告と討議・交流をします。終了後は懇親会を予定しています。皆様のご参加をお願いします。